

第 9 期計画における生活支援体制整備事業と住民主体による訪問型サービスについて

1 生活支援体制整備事業の実施体制の変更

生活支援体制整備事業は、介護保険法第 115 条の 45 に定められている地域支援事業のひとつで、被保険者の地域における自立した日常生活の支援及び要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止に係る体制の整備、その他のこれらを促進する事業として定められているものである。

多摩市においては平成 29 年度から市内全域を対象とした第 1 層生活支援体制整備事業を一般社団法人多摩マイライフ包括支援協議会に委託し、日常生活圏域を対象とした第 2 層生活支援体制整備事業を多摩市社会福祉協議会に委託して実施している。

高齢者人口の増加や課題が複雑化する中で、高齢者に対する支援体制のより一層の強化が必要であることから、令和 6 年度以降は第 1 層生活支援体制整備事業についてはプロポーザル方式による委託先の選定(委託期間 3 年間)を行い、第 2 層生活支援体制整備事業については高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターへ委託先を変更する方向で調整を進めている。

2 住民主体による訪問型サービスのサービス内容と報酬単価の変更

住民主体の訪問型サービスは、介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスとして、日常生活に必要な家事や買い物での外出支援を行うことにより、生活機能の維持・向上を目指すものであり、指定事業者に登録した「生活サポーター」がサービスの提供主体となり実施しているものである。「生活サポーター」は市及び第 1 層生活支援体制整備事業における生活支援コーディネーターが実施する養成講座を修了した者となっている。

現在は、週 1 回 60 分以内で実施できる掃除等の家事支援サービスまたは買い物同行サービスと、90 分以内での買い物同行サービスの提供を行っているが、利用状況及び指定事業所や地域包括支援センター等の意見を踏まえ、令和 6 年度より以下の①～③の変更を予定している。

① サービス内容の変更

総合事業訪問介護サービスは、週 2 回以上利用することが可能であることに対し、住民主体による訪問型サービスは現在、週 1 回しか利用できないことから、利用者のニーズとマッチしないことがあるため、利用可能数を週 1 回から 2 回に変更することとする。

また、買い物同行支援については、90 分では時間が足りないといった事業所の声などをもとに、120 分間に時間を延長することとする。

なお、家事支援と買い物同行を合わせて週 120 分間を限度とする。

② 報酬単位の変更

(ア)令和4年10月の介護報酬の改定等を踏まえ、介護報酬単位数を加算する。

33 単位/回

(イ)毎回の訪問型サービスの状況把握、生活サポーターへの指導、地域包括支援センターへの連絡等の管理経費等を踏まえ介護報酬単位数を加算する。

15 単位/回

③利用者負担額の変更

60分以内 304円(2割負担) ⇒ 60分以内 300円(1.5割負担)

90分以内 456円(2割負担) ⇒ 120分以内 600円(1.5割負担)

【住民主体の訪問型サービス】

現 在		
サービス内容	1回あたりの報酬	
週1回の家事または 買い物同行支援 (60分以内)	単位数	152 単位
	単価 (1 単位)	10 円
	利用者負担	304 円
週1回の買い物同行 支援 (61分以上～90分以内)	単位数	228 単位
	単価 (1 単位)	10 円
	利用者負担	456 円



変更後		
サービス内容	1回あたりの報酬	
週1・2回の家事また は買い物同行支援 (60分以内)	単位数	200 単位
	単価 (1 単位)	10 円
	利用者負担	300 円
週1回の買い物同行 支援 (61分以上～120分以内)	単位数	400 単位
	単価 (1 単位)	10 円
	利用者負担	600 円

※週120分を限度

※※初回加算 200 単位は変更なし